

寄附金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広域重度ケア連携機構（以下「当法人」という。）の定款第46条第2項及び第50条の規定に基づき、当法人が受け入れる寄附金品等の取扱いに関し必要な事項を定め、その適正かつ透明な管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金等」とは、当法人が個人、法人又は団体から無償で受け入れる金銭、物品その他の財産（助成金及び補助金を含む。）をいう。

第2章 受入れ

(受入れの基準)

第3条 当法人は、定款第3条の目的及び定款第4条の事業の遂行に資する寄附金等を受け入れることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する寄附金等は、受け入れない。

- (1) 寄附者が当法人に対し、特別の利益の供与その他の見返りを求めるもの
- (2) 当法人の公益性、中立性又は社会的信用を損なうおそれのあるもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するもの
- (4) 受入れに過大な条件又は負担が付されているもの

(受入れの手続)

第4条 寄附金等の受入れは、代表理事が決定する。ただし、1件当たり〇〇円を超える寄附金等及び使途が指定された寄附金等の受入れは、理事会の承認を受けるものとする。

2 寄附金等を受け入れたときは、寄附者に対し、受領書を交付する。

第3章 管理及び使用

(使途)

第5条 寄附金等は、公益目的事業及び法人の公益的運営のために使用するものとし、社員、会員、役員、寄附者、取引先その他特定の者に分配してはならない（定款第4条第3項・第45条）。

(使途指定寄附金の管理)

第6条 使途が指定された寄附金等は、その指定された目的に従って適正に管理及び使用し、他の財産と区分して経理する（定款第46条第2項）。

2 指定された使途による使用が困難となったときは、寄附者の意向を確認のうえ、理事会の決議により取扱いを定める。

(記録及び報告)

第7条 当法人は、寄附金等の受入れ及び使用の状況を記録した帳簿を作成し、保存する。

2 代表理事は、寄附金等の受入れ及び使用の状況を、毎事業年度、理事会に報告する。

(公表)

第8条 当法人は、寄附金等の受入れ状況及び使途の概要を、事業報告等において公表する。寄附者の氏名等の公表に当たって

は、あらかじめ寄附者の同意を得るものとする。

第4章 雑 則

(個人情報の取扱い)

第9条 寄附者の個人情報は、個人情報保護規程の定めるところにより適正に取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の変更及び廃止は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規程は、令和〇年〇月〇日開催の理事会の決議により制定した。